

グランデパール居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人常山福祉会が開設するグランデパール居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することの無いよう、公平・中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業所等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称は、グランデパール居宅介護支援事業所とする。

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は、玉野市用吉 1676 番地 7 とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1 名（常勤）
- (2) 介護支援専門員 1 名以上（常勤）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）を除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の 4F 相談室
- (2) 使用する課題分析の種類 厚生労働省課題分析標準項目を満たす独自様式 他
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の 4F 会議室等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月 1 回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第8条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画等の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとする。

2、交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、玉野市、岡山市旧灘崎町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は虐待防止のための指針を作成し、虐待を未然に防ぐ対策を職員間で共有しながら、早期発見に加え、虐待または虐待が疑われる事例が発生した場合の対応を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 事故が発生した場合、速やかに関係各機関、市町村、サービス事業者並びに本人の家族または身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き速やかに誠意を持って損害賠償を行うこととする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、職員が感染症対策について理解し、平常時の対策及び発生時の感染拡大防止等対応の方策を共有するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修を定期的に行うなどの措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2、職員は、業務上知り得た秘密を保持する。

3、職員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約とする。

4、事業所は、適切な指定居宅支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を

講じるものとする。

5、この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人常山福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 12 月 10 日から施行する。

この規程は平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

この規程は平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 23 日から施行する。